

福岡県公報

平成21年 2 月 2 日
第 2 9 2 6 号

目 次

告 示 (第172号 - 第176号)

急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	1
統計調査の実施	(調査統計課)	1
保安林の皆伐面積の限度の公表	(森林保全課)	2
換地を定めない土地の指定	(農村整備課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
公 告			
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	4
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	5
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	7
公安委員会			
福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則 の一部を改正する規則	(警察本部駐車対策課)	9
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部駐車対策課)	9
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の 開催	(警察本部生活環境課)	10
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の 開催	(警察本部生活環境課)	10

告 示

福岡県告示第172号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第 3 条第 1 項

の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成21年 2 月 2 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 区域の名称 赤地
- 2 区域の所在地 鞍手郡小竹町大字赤地字柳原
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 6 号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 6 号とを結んだ線に囲まれた区域

市	区	大字	字	地 番	標柱番号
鞍手	小竹	赤地	柳原	1100番	1号及び2号
				1129番 4	3号
				1132番 2	4号
				1112番 1	5号
				1186番	6号

福岡県告示第173号

福岡県統計調査条例 (平成 2 年福岡県条例第 6 号) 第 2 条に規定する統計調査を次のとおり実施する。

平成21年 2 月 2 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 調査の目的
この調査は、福岡県内における法人企業の活動の実態を調査し、県民経済計算の基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査の名称
調査の名称は、福岡県法人企業統計調査 (福岡県民経済計算のための調査) とする。
- 3 調査の対象

この調査は、県内に事業所を有する法人企業のうち、電気業、ガス業、熱供給業、放送業、鉄道業、金融業、と畜業を主として営むものを対象として行う。ただし、他の統計資料等により4の調査事項についての情報取得が可能であることが明らかな企業に対しては、この調査は行わない。

4 調査事項

調査事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称、所在地等
- (2) 従業者数
- (3) 売上高又は営業収入
- (4) 費用
- (5) 発電電力量（電気業）
- (6) 受取手数料（証券業）
- (7) 金融収支（ " ）
- (8) 預金残高（ " ）
- (9) 貸出残高（ " ）
- (10) 受取利子（その他金融業）
- (11) 支払利子（ " ）
- (12) 受取配当（ " ）
- (13) 料金収入（鉄道業）

(14) 輸送実績（ " ）

5 調査の対象となる期間又は期日

平成19年4月1日から平成20年3月31日の1年間を調査対象期間とする。ただし、決算期が異なる場合は、平成20年3月31日に最も近い決算期における事業年度の1年間とする。

なお、調査事項のうち(1)及び(2)については、平成20年3月31日現在とする。

6 調査の実施時期

平成21年2月3日から平成21年3月2日までの間において調査を実施する。

7 調査の方法

調査は、対象となる事業所に調査票を配布して、法人の代表者又は代理人が自計申告する方法により行う。

福岡県告示第174号

平成21年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成21年2月2日

福岡県知事 麻生 渡

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	1625.96
"	土砂流出防備保安林	"	"	479.45
"	水源かん養保安林	筑後川	"	1795.30
"	土砂流出防備保安林	"	"	713.41
"	干害防備保安林	うきは市	うきは市	0.48
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	2517.49
"	土砂流出防備保安林	"	"	652.86

福岡	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	3.60
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	3250.33
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	286.51
〃	干害防備保安林	嘉麻	嘉麻市	0.08
〃	〃	宮若	宮若市	0.33
〃	〃	飯塚	飯塚市	0.72
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	1003.68
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	264.76
〃	水源かん養保安林	今川	〃	2107.12
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	704.59
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	602.47
遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	954.72

福岡県告示第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業上秋月地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成21年2月2日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	字	地番	地目	地積（平方メートル）
朝倉市	日向石	打越 790 - 4	田	748のうち503
朝倉市	日向石	打越 792	田	570のうち492
朝倉市	日向石	打越 794	田	886のうち681
朝倉市	日向石	打越 799 - 1	田	428のうち129
朝倉市	日向石	打越 801 - 1	田	1090のうち1039

朝倉市	日向石	打越	804 - 1	田	1081のうち5
朝倉市	日向石	打越	815 - 1	田	1276のうち306
朝倉市	日向石	打越	829 - 1	田	762のうち575
朝倉市	日向石	打越	818	田	1445のうち278
朝倉市	山見	八反田	912	田	737のうち425
朝倉市	日向石	打越	829 - 2	田	1285のうち552
朝倉市	日向石	打越	833	田	545
朝倉市	日向石	打越	836	田	800のうち250.78
朝倉市	日向石	打越	835	田	525のうち140
朝倉市	日向石	打越	851	田	220
朝倉市	日向石	打越	856	田	822のうち672
朝倉市	日向石	打越	855	田	538のうち293
朝倉市	日向石	下河原	864 - 1	田	1364のうち9

朝倉市	日向石	仁鳥	1154	田	993のうち304
朝倉市	日向石	打越	790 - 1	田	632

福岡県告示第176号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字山田

字廣浦2320番5、字柚須田2335番3、字油田2338番1、字登り尾2396番149及び字大三郎2349番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都港区東新橋1 - 5 - 2 汐留シティセンター

プロロジス久山有限公司

取締役 三木 真人

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成21年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

福岡都市計画道路別府香椎線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成21年2月23日（月） 午後7時から9時まで

(2) 場所

香椎東公民館（福岡市東区香椎台1 - 3 - 7）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・2・11号別府香椎線	起点 福岡市東区水谷3丁目 終点 福岡市東区香椎2丁目 主な経過地 福岡市東区香椎2丁目	約650メートル

(2) 閲覧

同案については、平成21年2月2日から同月16日までの間、福岡県建築都市部都市計画課、国土交通省福岡国道事務所計画課及び福岡市交通計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成21年2月16日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることもある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園 7 番 7 号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年 2 月 2 日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

需用品等出納整理簿外 計28点

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成21年 3 月27日（金）

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年 3 月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年 2 月16日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
0 3	0 1	軽 印 刷	A A、A
0 3	0 2	活 版 印 刷	A A、A

0 3	0 4	製 本	A A、A
-----	-----	-----	-------

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。
 - イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233

5 入札参加申請書の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所
4の部局とする。
- (3) 提出期間
平成21年 2 月 2 日（月）から平成21年 2 月12日（木）までの県の休日を除く毎日、午前 9 時00分から午後 6 時00分まで
- (4) 提出方法
直接または郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札

参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成21年2月2日(月)から平成21年2月12日(木)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成21年2月16日(月)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室(地下1階)

(2) 日時

平成21年2月17日(火) 午後1時15分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(消費税及び地方消費税5%を含む。)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(消費税及び地方消費税5%を含む。)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
 (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
 (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
- | | |
|----------------|-----|
| 警察官用礼帽（冬用） | 40個 |
| 警察官用礼服用上衣（冬用） | 30着 |
| 警察官用礼服用ズボン（冬用） | 30本 |
| 警察官礼装用飾緒（冬用） | 50個 |
- (2) 調達物品の特質等
 入札説明書による。

- (3) 納入期限
 平成21年3月31日（火）

- (4) 納入場所
 福岡県警察本部総務部装備課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年2月17日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	A A、A、B
12	01	百貨	A A、A、B

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
 (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
 (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
 (6) 下記の条件を満たすこと。
 ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。
 イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154

号) 第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成21年2月2日(月)から平成21年2月12日(木)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成21年2月2日(月)から平成21年2月12日(木)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成21年2月17日(火)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部地下1階入札室

(2) 日時

平成21年2月18日(水)午後2時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第2号

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成21年2月2日

福岡県公安委員会

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成18年福岡県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第7号中「ゆうちょ銀行（郵便局）、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公安委員会告示第17号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則を制定したので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成21年2月2日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

本規則は、福岡県財務規則運用要綱の一部改正について（平成21年1月7日付け、20会計第1322号）の発出により、所要の規定の整備を行うものであるが、改正の内容は放置違反金の返還及び還付に際して、ゆうちょ銀行（郵便局）と他の金融機関との

間で口座振替が可能となったものであり、行手条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の公布日

平成21年2月2日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部交通部駐車対策課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第18号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年2月2日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成21年2月25日（水）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第19号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年2月2日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成21年2月23日（月） 13：30～16：30	北九州市八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 会議室	八幡西警察署
平成21年2月23日（月） 13：30～16：30	柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室	柳川警察署
平成21年2月24日（火） 13：30～16：30	宗像市東郷1丁目2番2号 宗像警察署 会議室	宗像警察署
平成21年2月24日（火） 13：30～16：30	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所を管轄する警察署に申請の上、指定受講日及び場所の変更承認を受けた者に限り、他警察署の講習会を受講することができる。
- (6) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



〒812-0007 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）